



訪問リハビリテーションサービス重要事項説明書

1. クリニックの概要

事業所名	西千石メディカルクリニック		
管理者	院長 谷合 洋造		
所在地	鹿児島県鹿児島市西千石町3番26号 イースト朝日ビル202号		
電話	099-813-7991	FAX	099-813-7992
事業内容	外来診療 訪問診療 訪問リハビリテーション		
営業時間 (診療時間)	原則として 月曜日～金曜日 午前 9:00～13:00 午後 14:00～17:30		

2. 当事業所の概要

事業所名	西千石メディカルクリニック 訪問リハビリテーション事業所		
事業所責任者	リハビリテーション部 部長 恋塚 雅也		
所在地	鹿児島県鹿児島市西千石町3番26号 イースト朝日ビル202号		
電話	099-813-7991	FAX	099-813-7992
事業内容	訪問リハビリテーション		
営業時間	原則として 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (日曜日・祝日・年末年始は休みとなります)		

3. 職員の職種、員数、及び職務内容

管理者(兼務)	医師	1名以上
理学療法士・作業療法士等		1名以上

【訪問リハビリテーション】

医師の指示に基づいて、理学療法士、作業療法士がご自宅や施設を直接訪問し、その人に適した専門的な支援を行います。身体面や精神面の機能改善、介助方法の指導や住環境、福祉用具について助言を行います。住み慣れた場所で「その人らしい生活」がいきいきと、やりがいをもって送れるよう、ご本人・ご家族・周囲の方々を全力でサポートさせていただきます。

※当サービスに関係のない金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり、医療行為や家事代行支援に当たる行為は行うことができません。

4. 事業の実施地域

通常の実施地域については、事業所から半径16Km圏内を区域とします。

5.利用料金

◎国が定める診療報酬、介護報酬に基づき費用請求いたします。

※利用料金は保険内容、負担割合、サービス内容等によって異なります。

詳細は別紙「訪問リハビリテーション利用料金表」をご参照ください。

※ご利用者様の住まいにおいて、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は、ご利用者様の負担になります。

※介護保険法その他関係法令の改正により、利用料金に変更が生じた場合は、速やかに変更の時期、変更の金額を説明します。

◎交通費やキャンセル料は頂いておりません。

6.サービス提供に関する相談、苦情について

相談及び苦情の受付窓口はサービス責任者となっております。サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお問い合わせください。

クリニック代表（電話）：099-813-7991

サービス責任者(携帯電話)：080-9680-6145

7.虐待防止のための措置

当事業所における高齢者虐待防止のための指針に従い、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるように努めます。

8.身体拘束等の適正化

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9.事故発生時の対応

訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに主治医及び当クリニック医師(リハビリテーション指示医)、管理者に報告し、指示に従い対応します。市町村、家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行い、記録等必要な措置を講じます。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10.個人情報の保護に関して

業務上知り得た利用者又はそのご家族様の秘密を保持し、別紙『当クリニックにおける個人情報の利用目的』以外には使用しません。また、事業所の全ての従業員に対し、業務上知り得た秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の誓約を結んでおります。

当クリニックにおける個人情報の利用目的

医療提供

- ▶当クリニックでの医療サービスの提供
- ▶他の病院、クリニック、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ▶他の医療機関等からの照会への回答
- ▶患者の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ▶検体検査業務の委託その他の業務委託
- ▶ご家族等への病状説明
- ▶その他、患者への医療提供に関する利用

診療費請求のための事務

- ▶当クリニックでの医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ▶審査支払機関へのレセプトの提出
- ▶審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ▶公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ▶その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

当院の管理運営業務

- ▶会計・経理
 - ▶医療事故等の報告
 - ▶当該患者の医療サービスの向上
 - ▶その他、当院の管理運営業務に関する利用
-
- ◆企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
 - ◆医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
 - ◆医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ◆当院内において行われる医療実習への協力
 - ◆医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
 - ◆外部監査機関への情報提供

- 1 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2 お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

訪問リハビリテーションご利用料金について

国が定める診療報酬、介護報酬に基づき費用請求いたします。

介護保険

	点数	自己負担額		
		1割	2割	3割
訪問リハビリテーション費 (要介護1～5)	308点(1単位) ※1単位=20分	308円	616円	924円
訪問リハビリテーション費 (要支援1・2)	298点(1単位) ※1単位=20分	298円	596円	894円
短期集中リハビリテーション実施加算 ※退院・退所日または要介護認定を 受けた日から3月以内	200点/日	200円	400円	600円
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算 ※認知症であると医師が判断した者に退院・ 退所日又は訪問開始日から3月以内	240点/日	240円	480円	720円
リハビリテーション マネジメント加算(口)	213点/月	213円	426円	639円
リハビリテーション 計画を医師が説明・同意を得る場合	270点/月	270円	540円	810円
退院時共同指導加算 ※入院中の者が退院に当たり、事業所の医師 やリハビリスタッフが、退院前カンファレン スに参加し、退院時共同指導を行った後に、 初回の訪問リハビリを行った場合。	600点/回 ※当該退 院につき 1回限り	600円	1200円	1800円